

# 三島市設計変更ガイドライン (建築・建築設備工事編)

平成30年4月

三島市

## はじめに

三島市では、公共工事の発注に当たって、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し、必要な調査や検討を行ったうえで発注しています。

しかし、工事の施工にあたり、発注時には確認困難であった要因や、自然条件や社会的制約などの外的要因等により、施工条件が設計図書と異なり設計変更が必要な場合があります。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の基本理念には「請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づく公正な契約の締結」が示されており、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」では「担い手の育成と確保」を目的として、発注者の責務に「施工条件の明示、適切な設計図書の変更及び請負代金の額又は工期の変更」が新たに規定されたところです。

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者・受注者がそれぞれの役割分担を適切に行ったうえで、設計変更内容について両者が合意し契約を締結することが不可欠であり、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要があります。

この「三島市設計変更ガイドライン（建築・建築設備工事編）」は、設計変更に係る手続きやルールを明確にし、これを受注者・発注者の共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的としたものです。

## 目 次

1	適用	3
2	用語の定義	3
	(1) 設計図書	
	(2) 設計書	
	(3) 設計変更	
	(4) 書面	
	(5) 通知	
	(6) 承諾	
	(7) 指示	
	(8) 協議	
3	設計変更等ができる場合	5
	(1) 約款18条(条件変更等)に該当する場合	
	(2) 約款19条(設計図書の変更)に該当する場合	
	(3) 約款20条(工事の中止)に該当する場合	
	(4) 約款21条(受注者の請求による工期の延長)に該当する場合	
	(5) 約款22条(発注者の請求による工期の短縮等)に該当する場合	
	(6) 約款30条(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)に該当する場合	
4	設計変更ができない場合	10
	(1) 受注者が独自に判断して施工した場合	
	(2) 発注者からの回答の前に施工した場合	
	(3) 受注者の都合により施工方法等を変更した場合	
	(4) 所定の手続きを経していない場合	
	(5) 正式な書面によらない場合	
	(6) 総合評価落札方式における技術提案等の場合	
5	設計変更を適正に行うための留意点	12
6	設計変更の手続き	13
7	関連事項	16
	(1) 指定と任意について	
	(2) 入札前又は契約後の設計図書等の疑義の解決	
	(3) 工事監理業務委託について	
8	参考資料	18

## 1 適用

本ガイドラインは、三島市が発注する建設工事のうち、「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）、「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）、「建築物解体工事共通仕様書」、「公共建築木造工事標準仕様書」、「公共住宅建設工事共通仕様書」（建築編・電気編・機械編）及び「公共住宅改修工事共通仕様書」を適用する建築工事及び建築設備工事に適用します。

## 2 用語の定義

本ガイドラインで使用する用語は、以下のとおりです。

### (1) 設計図書

設計図書とは、三島市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第1条に示す「仕様書、設計書及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）」です。

全ての設計図書は相互に補完します。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の①から⑥の順番のとおりです。

- ① 質問回答書（②～⑥に対するもの）
- ② 現場説明書
- ③ 仕様書
- ④ 図面
- ⑤ 設計書（設計書に「項目及び数量は参考とする」と記載がある工事は対象外）
- ⑥ 標準仕様書

### (2) 設計書

設計書とは「予定価格の算出の根拠となるものから単価及び金額等を削除するなど加工・編集したもの」で、「項目及び数量は参考とする」と記載があるものは、入札時等に見積りを行うために提供するものであり参考資料として取扱います。ただし、設計変更が生じた場合は、請負代金額の変更にあたって、受注者と協議する根拠資料となります。

### (3) 設計変更

設計変更とは、約款第18条及び第19条の規定により現設計（設計図書）を変更することで、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することを含みます。

### (4) 書面

書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいいます。

### (5) 通知

通知とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、書面をもって知らせることをいう。

### (6) 承諾

承諾とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人が、書面で申し出た事項について、書面により同意することをいいます。

### (7) 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、発注者又は監督員が受注者又は現場代理人に対し、工事の施工上必要な事項を書面によって示し、実施させることをいいます。

### (8) 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、監督員と受注者又は現場代理人が結論を得るために合議し、結論を得ることをいいます。

### 3 設計変更等ができる場合

設計変更を行う場合は、次に定めるとおりとなります。

該当する場合は、所定の手続きを行うことにより設計変更等ができます。

- (1) 約款第18条(条件変更等)に該当する場合
- (2) 約款第19条(設計図書の変更)に該当する場合
- (3) 約款第20条(工事の中止)に該当する場合
- (4) 約款第21条(受注者の請求による工期の延長)に該当する場合
- (5) 約款第22条(発注者の請求による工期の短縮等)に該当する場合
- (6) 約款第30条(請負代金額の変更に変える設計図書の変更)に該当する場合

#### (1) 約款第18条(条件変更等)に該当する場合

約款第18条の各号に該当する場合は次に示します。

##### ■約款第18条第1項第1号(図面、仕様書等の不一致)

- ・ 天伏図と詳細図の寸法が一致していない場合
- ・ 仕様書と図面の材料名称、材料仕様が一致していない場合など

※この場合の設計図書の訂正は、発注者が行います。

(約款第18条第4項第1号)

##### ■約款第18条第1項第2号(設計図書の誤謬又は脱漏)

- ・ 施工条件である土質について、条件明示がされていない場合
- ・ 施工条件である地下水位について、条件明示がされていない場合
- ・ 建築、電気、機械の各分野の設計内容が互いに整合していない場合
- ・ 使用する材料について、仕様が明示されていない場合
- ・ 図面に記載された寸法が間違っている場合など

※この場合の設計図書の訂正は、発注者が行います。

(約款第18条第4項第1号)

■約款第18条第1項第3号（設計図書の表示内容が不明確）

- ・ 図面の記載内容が読み取れない場合
- ・ 使用する材料の仕様（種類、強度等）が明確でない場合
- ・ 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合など

※この場合の設計図書の訂正は、発注者が行います。

（約款18条第4項第1号）

■約款第18条第1項第4号（設計図書と現場の施工条件の不一致）

- ・ 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合
- ・ 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査及び撤去が必要となった場合
- ・ 設計図書に明示された配管、配線等と実際の工事現場における配管、配線等が大きく異なる事実が判明した場合など

※この場合の設計図書の変更は、以下のとおりです。

- ① 工事目的物の変更を伴う場合は発注者が行います。
- ② 工事目的物の変更を伴わない場合は、発注者と受注者とが協議して発注者が行います。

（約款18条第4項第2号、第3号）

■約款第18条第1項第5号（予期することのできない特別な状態）

- ・ 施工中に地下埋設物が発見され、工事目的物を迂回することが必要となった場合
- ・ 施工中に埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった場合
- ・ 想定し得なかった軟弱な地盤が確認された場合
- ・ 想定し得なかった住民反対運動等が発生した場合など

※この場合の設計図書の変更は、以下のとおりです。

- ① 工事目的物の変更を伴う場合は発注者が行います。
- ② 工事目的物の変更を伴わない場合は、発注者と受注者とが協議して発注者が行います。

（約款18条第4項第2号、第3号）

## (2) 約款19条（設計図書の変更）に該当する場合

### 【約款第19条】

発注者は、（中略）必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。（以下、略）

- ・ 関係機関等と調整の結果、施工範囲、施工時間、施工期間、施工内容等を変更する場合
- ・ 同時に施工する必要がある工種が判明し、追加する場合
- ・ 警察、道路、河川、鉄道等の管理者、電力、ガス等の事業者、消防署等との協議により、施工内容の変更や工事の追加をする場合
- ・ 使用材料等を変更する場合
- ・ 関連する工事の影響によって施工条件が変わることにより、施工内容を変更する場合など

※この場合の設計図書の変更は、発注者が行います。

（約款19条）



### (3) 約款20条（工事の中止）に該当する場合

#### 【約款第20条】

(略) 受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、(中略) 必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。(以下、略)

- ・ 地中埋設物や埋蔵文化財が発見され、工事再開に向けた調査や検討が必要になった場合
- ・ 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合
- ・ 工事の着手後、受注者の責によらない周辺環境問題等が発生した場合
- ・ 受注者の責によらない事由により、第三者又は工事関係者の安全を確保する場合
- ・ 豪雨、地震、火災等により地形等の物理的な変動があった場合など

### (4) 約款21条（受注者の請求による工期の延長）に該当する場合

#### 【約款第21条】

受注者は、天候の不良、(略) 関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- ・ 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期に延長が生じた場合
- ・ 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- ・ その他受注者の責めに帰することができない事由により工期の延長が生じた場合など

**(5) 約款 22 条（発注者の請求による工期の短縮等）に該当する場合**

**【約款第 22 条】**

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- ・ 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- ・ その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合など

**(6) 約款 30 条（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）に該当する場合**

**【約款第 30 条】**

発注者は、(略) 請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額を増額又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の内容変更は、発注者と受注者とが協議して定める。(以下、略)

発注者は、予算に基づいて公共工事を執行し、予算の範囲内でのみ契約を締結できる。しかし、約款では、一定の場合に請負代金額の増額又は発注者が必要な費用等を負担しなければならないとしているため、当初の請負代金額又は予算を上回ることもある。

このような場合には、設計図書を変更し、当初の請負代金額又は発注者の負担できる範囲内の増額に相応する工事量とすることができるようにしたものである。

## 4 設計変更ができない場合

次のような場合は、原則とし設計変更ができないので注意が必要です。

ただし、約款第26条（臨機の措置）における対応は、この限りではありません。

### （1）受注者が独自に判断して施工した場合

設計図書に条件明示のない事項において、発注者と協議を行わず受注者が独自に判断して施工した場合は、設計変更の対象となりません。

受注者が設計図書に条件明示のない事項を発見した場合は、約款第18条第1項に定められたとおり、監督員に書面をもって確認を請求することが重要です。

本市の設計図書には優先順位が定められていますが、当該不一致が設計図書の誤謬又は脱漏など他の理由によることもあるため、設計図書の不一致が発見されたときは、必ず、着手の前に監督員に確認して下さい。

### （2）発注者からの回答の前に施工した場合

発注者に対し協議を行っているが、発注者からの回答の前に施工した場合は、設計変更の対象となりません。

協議の回答は、約款18条第3項に定められたとおり、発注者から受注者へ、調査の終了後14日以内に書面をもって回答（通知）することになっています。ただし、協議の内容によっては各種検討や関係機関との調整が必要となり、受注者の意見を聞いたうえで回答までの期間を延長することがあります。

受注者は、約款第18条第1項に該当する事実を発見次第、速やかに監督員に確認を請求することが重要です。

### （3）受注者の都合により施工方法等を変更した場合

受注者が設計図書に明示された材料、規格、仕様等の基準以上の施工を提案し、監督員の承諾等で施工した場合は設計変更の対象になりません。（設計変更の対象として指示又は承諾を受けていない場合。）

設計図書と工事現場の不一致や条件明示のない事項等の場合は、約款第18条による確認をする必要があります。安易に承諾での施工は行わないことが重要です。

**(4) 所定の手続きを経ていない場合**

約款第18条から第24条に定められた手続きを行っていない場合は、設計変更の対象となりません。

**(5) 正式な書面によらない場合**

**(口頭のみでの指示や了解により施工した場合)**

書面による指示又は協議の回答がなく、口頭のみでの指示、了解により施工した場合は、設計変更の対象となりません。

受注者は、発注者からの書面による指示又は協議の回答を得るまでは施工しないことが重要です。そのため、発注者及び受注者は速やかに書面による指示又は協議を行う必要があります。

**(6) 総合評価落札方式における技術提案等の場合**

総合評価落札方式における技術提案等は、落札者を決定する要件のひとつです。よって、原則として設計変更の対象となりません。ただし、技術提案に係る施工の範囲内において、設計図書等に示す条件が実際と一致しないなど、受注者の責に帰することができない要件が発生した場合を除きます。

## 5 設計変更を適正に行うための留意点

設計変更を適正に行うために、次の点に留意することが必要です。

### 【発注者】

- ・ 工事の設計時に、現地調査を十分行うこと。
- ・ 工事の発注段階で、施工条件の明示を徹底すること。
- ・ 施工段階では、書面で指示又は協議の回答を行うこと。

### 【受注者】

- ・ 工事の着手にあたり設計図書を確認し、疑義がある場合は約款第18条に基づき、監督員に確認を請求すること。
- ・ 確認の請求に対し、発注者から、書面による指示又は協議の回答を得てから施工を行うこと。

### 【設計変更の協議にあたって】

- ◆ 受注者側から設計変更の協議を行う場合は、協議内容について、発注者が安全性、品質、機能性、施工性及び経済性等を検討する必要がある。よって、受注者が発注者に協議を依頼する際には、協議書に図面、計算書、その他根拠になるもの等必要な資料を添付すること。また、発注者が調査を実施するにあたり、更に詳細な説明又は資料等の提出を求めた際には、対応すること。
- ◆ 請負金額の増減を伴う設計変更においては、次のいずれかに該当する場合、概算増減額及び延長日数を受注者に提示すること。なお、その他の場合であっても提示することが望ましい。
  - (1) 当初契約時設計にない工種を追加する場合
  - (2) 受注者より提示の請求があった場合
  - (3) 発注者が必要と認めた場合

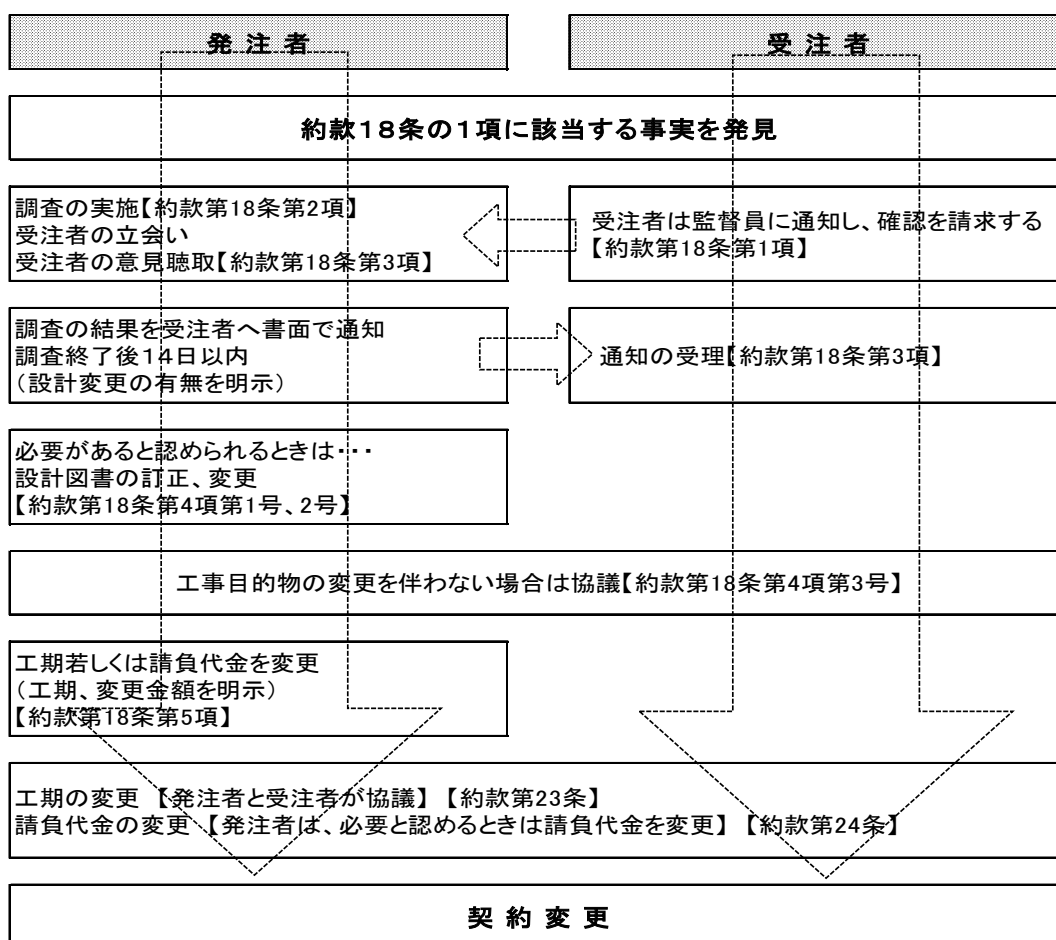
記載する概算金額及び延長日数は参考値であり、契約変更の変更契約額及び工期を拘束するものではありません。

## 6 設計変更の手続き

約款第18条第1項に該当する事実を発見した場合、以下の手続きによります。

### 【約款第18条第1項に定める事項】

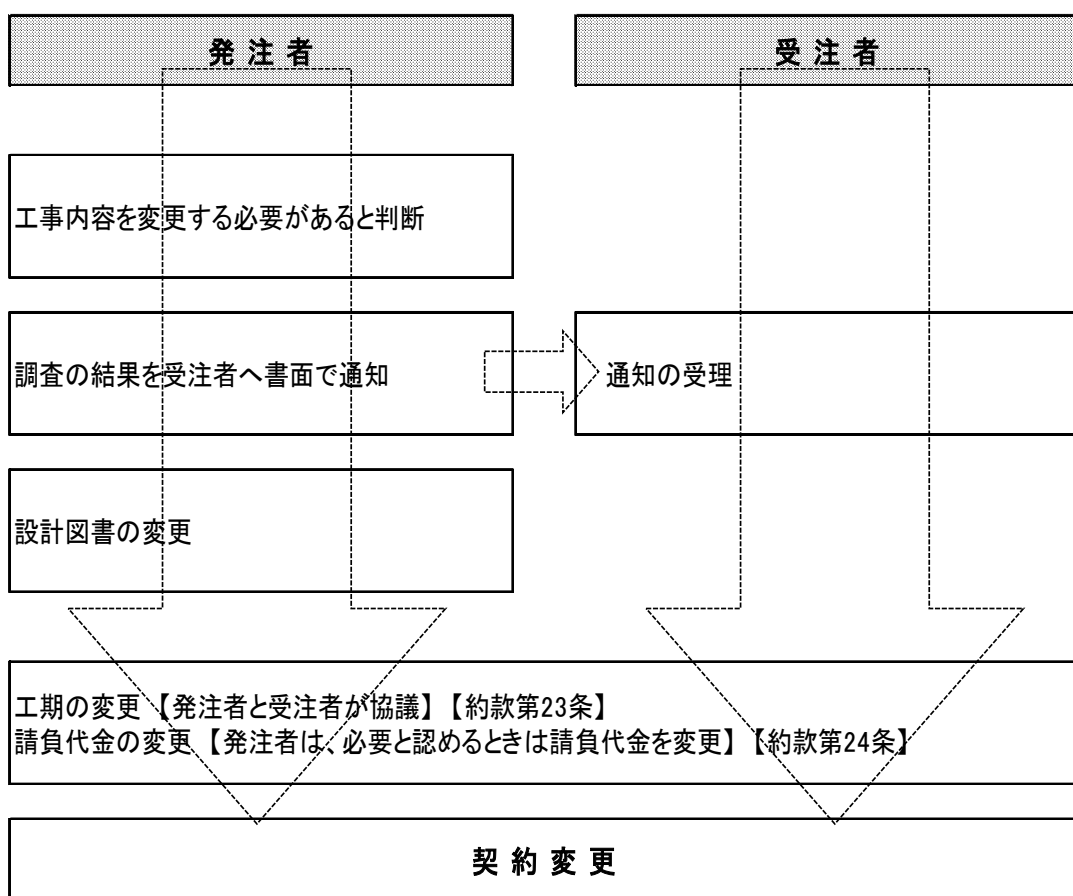
- (1) 仕様書、図面、設計書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工方法と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。



約款第19条に該当する設計図書の変更の場合、以下の手続きによります。

**【約款第19条に定める事項】**

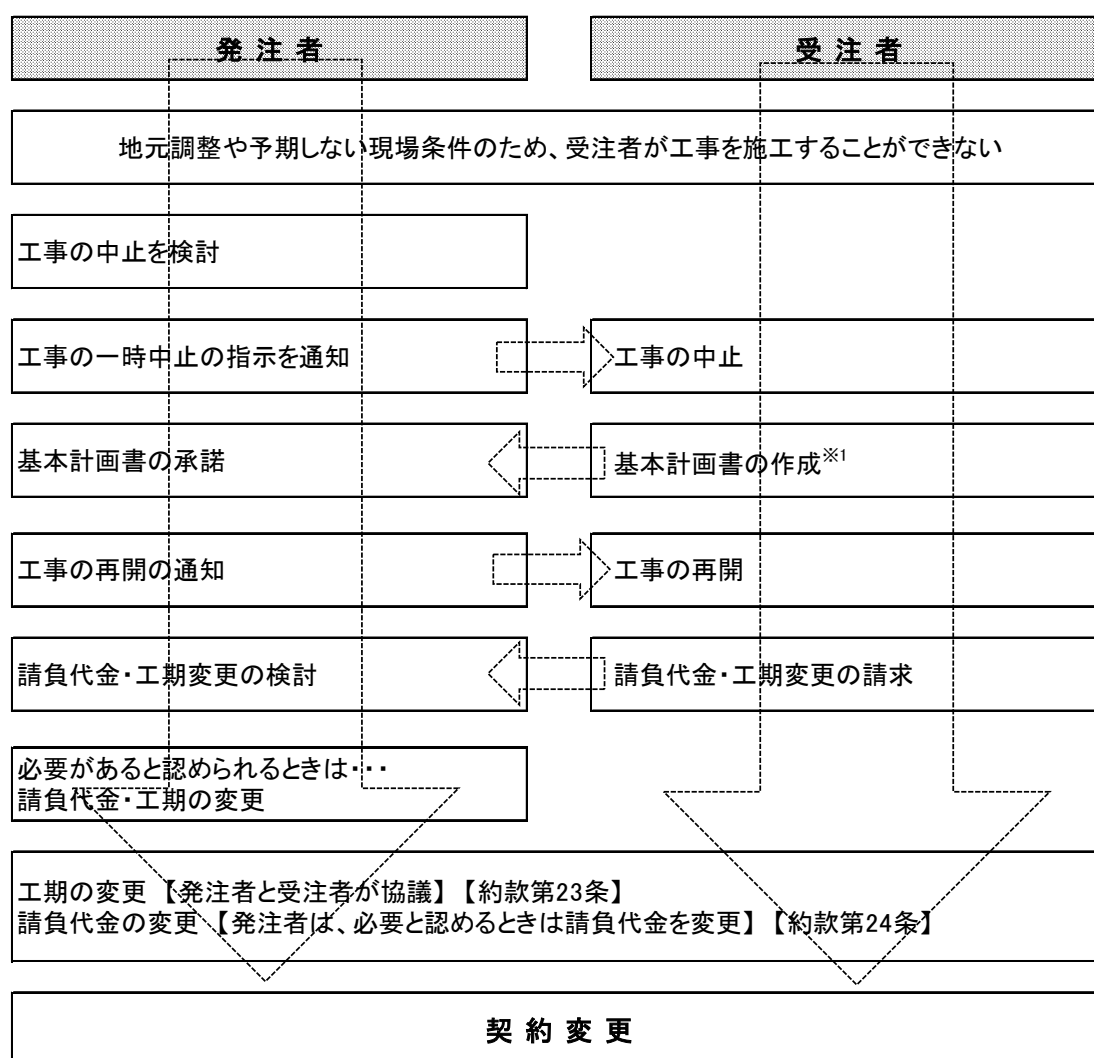
発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認められるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



約款第20条に該当する工事の一時中止の場合、以下の手続きによります。

**【約款第20条に定める事項】**

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。



※1 基本計画書（中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画）  
維持・管理に関する基本的事項、中止時点の出来形、体制、労務者数等を記載する。



## 7 関連事項

### (1) 指定と任意について

#### 【約款第1条第3項】

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下、「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特に定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

#### ① 任意の仮設、施工方法等

発注者から示された設計図書に明示された施工条件の下で、工事目的物を完成させるために、受注者の責任において自主的に仮設、施工方法等を選択するものです。原則として設計変更の対象としません。

ただし、任意の仮設、施工方法等で施工した場合でも、設計図書に明示された施工条件と実際の現場の条件が一致しない場合で、所定の手続きを行った場合は、設計変更の対象とします。

#### ② 指定された仮設、施工方法等

発注者は、工事の施工にあたり仮設、施工方法等を指定する必要がある場合、設計図書に仮設、施工方法等の構造、規格及び施工条件等を明示します。

指定された仮設、施工方法等は、所定の手続きを行うことで、設計変更の対象とします。

表. 指定と任意の考え方

	指定	任意
設計図書	施工方法等について具体的に指定 (契約条件として位置付け)	施工方法等について具体的な指定なし (参考図として示すことはある)
施工方法等の変更	発注者の設計変更に係る指示 又は承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書、施工図等の提出、修正等は必要)
施工方法等の変更がある場合の設計変更	対象	対象外
施工条件と現場条件が一致しない場合の設計変更	対象	対象

## (2) 入札前又は契約後の設計図書等の疑義の解決

設計図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階または、契約後の早い段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながります。

### ① 入札前には

入札参加者は、仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において設計図書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

（三島市建設工事競争契約入札心得 第5条（入札の基本的事項））

### ② 契約後には

設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。

（標準仕様書 1章 一般共通事項 1.1.8 疑義に対する協議等）

## 8 参考資料

### 【協議書・指示書の記載例】

約款第18条（条件変更等） 受注者発議の協議書

監督様式第1号

契約 番号	<del>指示・承諾・協議・提出・報告書</del>		
工事名	-----工事	請負代金額	円
工事 箇所	-----地内	工 期	着手 年 月 日 完成 年 月 日
下記のように <del>指示・承諾・協議・提出・報告</del> する。願いたい。 年 月 日		<del>監督員</del> 受注者 □□□□(株) ㊟ 現場代理人 ○○ ○○	
三島市建設工事請負契約約款第18条1項により、下記について協議願いたい。 記 設計図では××となっているが、現地にて掘削したところ△△であるため、 施工方法について確認願いたい。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     協議事項や協議に必要な資料等は別紙でも可                 </div>			
上記について <del>承諾する</del> 受理する 年 月 日		監督員 <del>受注者</del> 現場代理人	担当監督員 ×× ×× ㊟

※注1. 不要な文字は=で消すこと。

※注2. 起案用、監督員用、受注者用の3部とする。

※注3. 起案用は上覧に決裁欄を設ける。

約款第18条（条件変更等） 受注者発議に対する指示書

監督様式第1号

契約 番号		指示・ <del>承諾</del> ・ <del>協議</del> ・ <del>提出</del> ・ <del>報告書</del>			
工事名	-----工事	請負代金額	円		
工事 箇所	-----地内	工 期	着手	年 月 日	
			完成	年 月 日	
下記のように指示・ <del>承諾</del> ・ <del>協議</del> ・ <del>提出</del> ・ <del>報告</del> する。願いたい。 年 月 日		監 督 員	担当監督員		
		<del>受注者</del>	×× ××		Ⓜ
		現場代理人			
○月○日付けの協議書について、下記の通り指示する。 記 設計図では××となっていたが、現地にて掘削したところ△△であり施工 できないため、施工方法を◇◇に変更する。					
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">                     「設計変更の対象とする（しない）」等の契約に関することは、担当監督員                      及び現場代理人の権限外のため、担当監督員から現場代理人への指示書には                      記載しない。                 </div>					
上記について承諾する。 <del>受理する</del> 年 月 日		監 督 員			
		受注者	□□□□(株)		Ⓜ
		現場代理人	○○ ○○		

- ※注1. 不要な文字は=で消すこと。  
 ※注2. 起案用、監督員用、受注者用の3部とする。  
 ※注3. 起案用は上覧に決裁欄を設ける。

約款第19条（設計図書の変更） 発注者発議の指示書

設計図書の変更などの契約に関する指示書については、総括監督員を発議者とし、受注者の代表者を承諾者としてください。

監督様式第1号

契約番号	指示 <del>・承諾・協議・提出・報告書</del>		
工事名	-----工事	請負代金額	円
工事箇所	-----地内	工 期	着手 年 月 日 完成 年 月 日
下記のように指示 <del>・承諾・協議・提出・報告</del> する。願いたい。 年 月 日		監 督 員 <del>受 注 者</del> 現場代理人	総括監督員 × × × × ⑩
1 ○月○日付の指示書について、下記のとおり設計変更の対象とする。 記 1) 設計変更内容 施工方法を◇◇に変更する。 2) 設計変更理由 現地で掘削したところ、設計とおりの施工が困難のため。			
必要に応じて、下記についても記載する（「設計変更の協議にあたって」参照）			
2 本設計変更に係る変更概算金額（及び延長日数）については、下記のとおりとする。 1) 請負金額 約〇〇千円増 （累計変更金額 〇〇〇千円） 2) 延長日数 約〇〇日  上記1)及び2)は参考値であり、設計変更に係る金額(及び工期)については、約款第24条（第23条）により別途行う変更契約協議に基づくものとする。			
上記について承諾する。 <del>受理する</del> 年 月 日		監 督 員 受 注 者 現場代理人	□□□□(株) ⑩ 代表取締役 ○○ ○○

※注1. 不要な文字は=で消すこと。  
 ※注2. 起案用、監督員用、受注者用の3部とする。  
 ※注3. 起案用は上覧に決裁欄を設ける。

## 【約款（抜粋）】

### （総則）

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の工事の請負契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

（2項 省略）

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

（4項 省略）

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（以下、略）

### （監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- （1）契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- （2）設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- （3）設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

（3項 省略）

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第 19 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第 21 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認めるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 22 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



(工期の変更方法)

第 23 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 24 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める  
(臨機の措置)

第 26 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

(請負代金額の変更にあたる設計図書の変更)

第 30 条 発注者は、第 8 条、第 15 条、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条、第 25 条から第 27 条まで、第 29 条又は第 33 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。(以下、略)